

令和 7 年度第 7 回  
東京都私立学校審議会  
会議録（第853回）

令和 7 年 11 月 17 日（月）  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室 A

## 午後 3 時00分開会

○近藤会長 お待たせしました。

ただいまから、令和 7 年度第 7 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員20名のうち、17名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておることを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○井上私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付しております 6 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 7 年 11 月 17 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、上野法律専門学校の目的変更認可について（台東区）、ほか 5 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに質問される案件 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から第 6 号までの議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、上野法律専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、上野法律専門学校の目的変更認可について御説明いたします。

上野法律専門学校は、平成 7 年 10 月 19 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、総合ビジネス学科の新設により、商業実務専門課程が追加となるため、学校の目的変更認可の申請をしてきました。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の旧目的は、要項 1 に記載のとおりです。

新たな目的は「本校は、ビジネス社会に必要な一般常識及び経済、法律、行政、経理、販売などの幅広い専門的知識を授け、グローバル社会に貢献できる高い徳性と豊かな人格を兼備した人材育成を目的とする」になります。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、商業実務専門課程総合ビジネス学科の新設のためです。

設置者は学校法人上野法律学園で、理事長は久保田高永氏、校長は同じく久保田高永氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、新たに商業実務専門課程に修業年限2年、入学定員40名、総定員80名の総合ビジネス学科を設置いたします。

一方、既存の文化教養専門課程に設置していた修業年限1年、入学定員75名、総定員75名の行政学科を廃止いたします。

これにより、学校の総定員は155名から140名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、アルファ医療福祉専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、アルファ医療福祉専門学校の目的変更認可について、御説明いたします。

アルファ医療福祉専門学校は、平成10年12月22日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、美容学科の新設により、衛生専門課程が追加となるため、学校の目的変更認可の申請をしてきました。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の旧目的は、要項1に記載のとおりです。

新たな目的は「本校は、『教育基本法』に則り、『学校教育法』、『あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律』、『柔道整復師法』、『社会福祉士及び介護福祉士法』、

『児童福祉法』及び『美容師法』等に従って、医療・福祉及び衛生事業に携わる者を養成し、専門的な知識及び技能を修得させることを目的とする」になります。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、衛生専門課程 美容学科の新設のためです。

設置者は学校法人西田学園で、理事長は西田忠康氏、校長は瀧将仁氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、新たに衛生専門課程に修業年限2年、入学定員60名、総定員120名の美容学科を設置いたします。

これにより、学校の総定員は530名から650名になります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第3号は、福田幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、福田幼稚園の設置者変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から要項3に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由ですが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るものでございます。

新設置者は福田博多氏、新園長は福田里佳氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

なお、新設置者に対して、所轄庁である渋谷区より、学校法人への移行に向けた継続的な働きかけを行っています。

今回、まずは、旧設置者の相続人への設置者変更を行った上で、都並びに渋谷区とも連携し、学校法人化に向けて働きかけを行ってまいります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

お願ひします。

○加茂川委員 簡単な質問をお願いします。

この幼稚園は、設置認可が昭和24年ですから、かなり歴史と伝統のある、地域で評価されている幼稚園だと思うのですが、今回は設置者変更だけで、定員の変更がないのですが、現在の270名に対する定員充足率はいかほどになっているのでしょうか。

○事務局 現在、定員270名のところ、140名となっており、5割強の収容人数となっております。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 はい。

○近藤会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきまして、その認可を適當と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、五反野幼稚園の設置者変更認可について。

議案第5号は、五反野幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より2件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号及び5号、五反野幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から要項3に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由ですが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置変更をするとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は野尻圭子氏、園長は葛谷裕治氏でございます。

学級編制等ですが、変更の内容は、現在の11学級360名を7学級205名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

なお、新設置者は、足立区指導の下、学校法人への移行に向けた検討を進めています。今回、まずは、旧設置者の相続人へ設置者変更を行った上で、都並びに所轄庁である足立区とも連携し、早期の学校法人化に向けて進めてまいります。

以上で、議案第4号、5号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、その認可を適當と認める旨、答申いたします。

次に、高等学校についての案件でございます。

議案第6号は、NHK学園高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号について御説明いたします。

これは、学校法人NHK学園が設置しておりますNHK学園高等学校（広域の通信制課程）に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から要項5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。

1点目として、令和5年度に収容定員を2万名から1万名に変更したことに伴い、事務職員数を変更いたします。

2点目として、協力校に関する変更です。

協力校のうち1校から協定解除の申入れを受け、学則から削除するとともに、協力校名の一部を改めます。

3点目として、教育活動及び学校経営の維持充実を図るとともに、登校日数等に応じた学費の設定とするため、学費及び設定するコースを変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和8年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1「学則比較対照表」を御覧ください。

1点目の変更です。

学則第6条に定める事務職員数について「50名以上」から「25名以上」に変更いたします。

高等学校通信教育規程の一部改正に伴い、令和5年度に通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定め、収容定員を2万名から1万名に変更しましたが、当時、学則上の事務職員数については変更いたしませんでした。このたび、必要な事務職員数を収容定員に応じた人数にするため、変更するものです。

2点目の変更について御説明いたします。

学則第7条の協力校について、別表第4に記載されているとおり、協力校を1校削除いたします。

別表第4については、別紙2「協力校等新旧比較対照表」を御覧ください。

愛媛県の協力校より協定解除の申入れを受け、令和7年度末までに在籍生徒は卒業、または他協力校への異動等の対応が終了したため、令和8年度は協定を締結せず、学則から削除するものです。

また、別表第4のうち、公立の協力校名について、正式名称での記載に改めます。

別紙1「学則比較対照表」にお戻りください。

最後の変更点について御説明いたします。

学則第22条に定める入学金、施設設備充実費、教育運営費等について、別紙1「学則比較対照表」に記載のとおり、変更いたします。

経年も含めた学費を別紙3「入学金および授業料等 新旧比較対照表」に記載しておりますので、併せて御覧ください。

変更点については、以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上、議案第6号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

なお、次回開催は、12月15日、月曜日を予定しております。

御審議ありがとうございました。

午後3時16分閉会